

四日市市廃棄物処理施設整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第9号

四日市市廃棄物処理施設整備基金条例の一部を改正する条例

四日市市廃棄物処理施設整備基金条例（平成11年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 795 804 891">四日市市廃棄物処理施設整備等基金条例</p> <p data-bbox="252 974 347 1010">（設置）</p> <p data-bbox="204 1034 804 1361">第1条 本市は、廃棄物処理施設の整備及び解体に要する経費の財源を確保し、もって廃棄物処理施設整備の円滑な推進を図るため、廃棄物処理施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="252 1444 448 1480">（基金の処分）</p> <p data-bbox="204 1505 804 1720">第5条 基金は、廃棄物処理施設の整備及び解体に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p data-bbox="938 795 1442 891">四日市市廃棄物処理施設整備基金条例</p> <p data-bbox="890 974 986 1010">（設置）</p> <p data-bbox="842 1034 1442 1303">第1条 本市は、廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源を確保し、もって廃棄物処理施設整備の円滑な推進を図るため、廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="890 1444 1086 1480">（基金の処分）</p> <p data-bbox="842 1505 1442 1720">第5条 基金は、廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（環境部生活環境課）